

大津市本社機能移転促進助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本社機能を本市の区域内に移転し、本市において事業活動を行おうとする事業者に対し、本社機能の用に供する建物の取得等に要する経費の一部を予算の範囲内において助成することにより、本社機能の移転を促進し、もって地域経済の活性化を図るとともに、市民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本社機能 会社の事業活動における各種機能のうち、調査及び企画、情報処理、研究開発、国際事業、情報サービス事業その他管理業務を行う機能若しくは研究開発を行う機能（重要な役割を担うものに限る。）又は人材育成に係る研修機能（重要な役割を担うものに限る。）をいう。
- (2) 本社機能施設 本社機能を備えた事業所であって、本社である旨が登記その他の方法により対外的に明示されているものをいう。
- (3) 本社機能の移転 既に本社機能施設を有し、事業活動を行っている事業者（会社に限る。以下同じ。）が、新たに本社機能施設を設置する目的で、本市の区域内で建物を建設、売買又は賃借により取得することをいう。
- (4) 新規地元雇用者 本社機能の移転後に、当該本社機能施設における業務に従事させるために新たに当該事業者が雇用する常用雇用者（雇用契約の形式の如何を問わず、事実上期間の定めなく、当該事業者に直接雇用されており、雇用保険の一般被保険者である者をいう。以下同じ。）であって、市内に住所を有するものをいう。

(助成対象事業等)

第3条 この要綱による大津市本社機能移転促進助成金（以下「助成金」という。）の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）の内容は、次の各号に掲げる事業の種類の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 建設型移転事業 本社機能の移転（建物の建設又は売買による取得をして行うものに限る。以下同じ。）を行う事業であって、当該建物及びその付属設備等（以下「建物等」という。）の取得に要する経費（消費税額及び地方消費税額に相当するものを除く。）が50,000,000円以上であるもの。ただし、第5条第1項の規定による認定の申請の日（以下「認定申請日」という。）において市内に本社機能施設を有する事業者が実施する事業（次条第1項第2号において「市内移転事業」という。）のうち、当該事業者が使用する権原を有する土地（令和5年4月1日以前から有するものに限る。）に本社機能の移転を行う事業を除く。
- (2) 賃借型移転事業 認定申請日において市外に本社機能施設を有する事業者が、本社機能の移転（建物（集合住宅の住戸を除く。）の賃借による取得をして行うものに限

る。)を行う事業

- 2 前項の規定にかかわらず、助成対象事業について、国、県、その他公共的な団体から助成金に相当するものの補助金等の交付を受けている場合は、助成金の交付の対象としない。

(助成金の額等)

第4条 建設型移転事業に係る助成金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）並びに助成金の額及び限度額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 対象経費 次に掲げるとおりとする。

ア 建物等建設等経費（建設型移転事業に係る建物等の取得に要する経費（消費税額及び地方消費税額に相当するものを除く。）をいう。以下同じ。）

イ 新規地元雇用経費（新規地元雇用者（第8条第1項の規定による助成金の交付の申請の日（同条第3項において「交付申請日」という。）において移転後の本機能施設において現に勤務している者に限る。）の雇用に要する経費をいう。次項第1号において同じ。）

- (2) 助成金の額 次に掲げる額の合計額とする。ただし、50,000,000円を限度とする。

ア 建物等建設等経費の10パーセント（市内移転事業にあつては、5パーセント）に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）

イ 新規地元雇用者の数に、500,000円（当該新規地元雇用者の雇用形態が非正規雇用の場合にあつては、250,000円）を乗じて得た額

- 2 賃借型移転事業に係る助成金の対象経費、助成金の額及び限度額並びに交付期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 対象経費 次に掲げるとおりとする。ただし、第2年度にあつては、アに掲げる経費に限る。

ア 建物賃借経費（賃借型移転事業に係る建物の取得に要する経費（賃料（消費税額及び地方消費税額を除く。）に相当するものに限る。）をいう。以下同じ。

イ 新規地元雇用経費

- (2) 助成金の額 次に掲げる額の合計額とする。ただし、年間5,000,000円を限度とする。

ア 建物賃借経費の50パーセントに相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）

イ 前項第2号イの規定により算定する額

- (3) 交付期間 2年間とする。

- 3 助成金の交付は、一の事業者につき1回を限度とする。

(事業者の認定)

第5条 助成金の交付を受けようとする事業者は、助成対象事業に着手する前に、次項及び第3項に定めるところにより、市長に申請して、その交付の対象となる事業者である旨の認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。

2 建設型移転事業に該当する事業を実施しようとする事業者は、大津市本社機能移転促進助成事業者（建設型）認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業者概要書
- (2) 事業計画書
- (3) 建設計画書又は購入計画書
- (4) 建物等建設等経費の内訳書
- (5) 新規地元雇用者の雇用計画書
- (6) 定款又は規約
- (7) 法人の登記事項証明書
- (8) 市税の滞納がないことを証する書類
- (9) 直近年度の財務諸表
- (10) その他市長が必要と認める書類

3 賃借型移転事業に該当する事業を実施しようとする事業者は、大津市本社機能移転促進助成事業者（賃借型）認定申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 図面その他建物の概要が確認できる書類
- (2) 建物賃借経費の内訳書
- (3) 認定申請日における常用雇用者の数が確認できる書類
- (4) 前項第1号、第2号及び第5号から第9号までに掲げる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類
(認定の要件)

第6条 認定の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市税に滞納がないこと。
- (2) 実施しようとする事業が、第3条第1項第1号又は第2号に定める要件に該当し、及び同条第2項に規定する場合に該当しないものであること。
- (3) 10年以上（賃借型移転事業の場合にあっては、5年以上）の期間にわたって当該本社機能施設において事業活動を継続する予定があること。
- (4) 当該本社機能施設が次のいずれにも該当するものでないこと。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく営業の許可又は届出を要する事業の用に供する施設
 - イ 宗教活動又は政治活動を目的とする事業の用に供する施設
 - ウ 金融業（銀行業、証券業及びクレジットカード業を除く。）の用に供する施設

- (5) 自己又は自社若しくは自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員である者又はこれらと密接な関係を有していると認められる者でないこと。
- (6) 賃借型移転事業に係る認定を受けようとする場合にあっては、創業後1年以上経過し、かつ、本社機能施設での常用雇用者の数が5人以上であること。

2 市長は、認定をするときは、必要な条件を付することができる。

（認定内容の変更等）

第7条 認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、当該認定を受けた内容を変更しようとするときは、大津市本社機能移転促進助成事業者認定内容変更承認申請書（様式第3号）により、当該変更をする日の30日前までに、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による変更の承認について準用する。

（交付の申請）

第8条 移転後の本社機能施設における事業活動を開始した認定事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、建設型移転事業に該当する事業を実施した者にあつては大津市本社機能移転促進助成金（建設型）交付申請書（様式第4号）を、賃借型移転事業に該当する事業を実施した者にあつては大津市本社機能移転促進助成金（賃借型）交付申請書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

2 建設型移転事業に該当する事業を実施した者にあつては、前項の規定による申請書の提出の際、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業概要書
- (2) 図面その他建物等の概要が確認できる書類
- (3) 建物等建設等経費の一覧表及び支払の事実が確認できる書類
- (4) 新規地元雇用者一覧表
- (5) 新規地元雇用者の住民票の写し
- (6) 新規地元雇用者が雇用保険の被保険者であることを確認できる書類
- (7) 新規地元雇用者の正規雇用又は非正規雇用の別が確認できる書類
- (8) 定款又は規約
- (9) 法人の登記事項証明書
- (10) 取得した建物に係る登記簿謄本
- (11) 市税の滞納がないことを証する書類
- (12) 直近年度の財務諸表
- (13) その他市長が必要と認める書類

3 賃借型移転事業に該当する事業を実施した者にあつては、第1項の規定による申請書の提出の際、次に掲げる書類（第2年度にあつては、前項第11号に掲げる書類）を添

付しなければならない。

- (1) 図面その他建物の概要が確認できる書類
- (2) 賃貸借契約書の写し
- (3) 交付申請日における常用雇用者の数が確認できる書類
- (4) 前項第1号、第4号から第9号まで、第11号及び第12号に掲げる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第9条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第7条第1項の規定による通知は、大津市本社機能移転促進助成金（建設型）交付決定兼確定通知書（様式第6号）又は大津市本社機能移転促進助成金（賃借型）交付決定通知書（様式第7号）により行うものとする。

(認定の取消し)

第10条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 第6条第1項の認定の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 第6条第2項又は第7条第2項の規定により付した条件に違反したとき。
- (3) 認定に係る建物等を、本社機能施設以外の用途に供したとき。
- (4) 市税を滞納したとき。
- (5) 偽りその他不正の手段により認定（認定の変更を含む。）を受けたとき。
- (6) その他市長が助成金を交付することが不相当であると認めたとき。

2 市長は、認定事業者に対し規則第5条第1項の規定による助成金の交付の決定をした後に、前項の規定により当該認定事業者に係る認定を取り消したときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(実績報告及び助成金の額の確定)

第11条 規則第14条の規定にかかわらず、助成金（建設型移転事業に係る助成金に限る。以下この項において同じ。）に係る実績の報告は、様式第4号による大津市本社機能移転促進助成金（建設型）交付申請書の提出をもってなされたものとみなす。この場合において、助成金の額は、規則第15条の規定にかかわらず、第9条の規定により通知した額で確定するものとする。

2 賃借型移転事業に係る助成金に係る規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市本社機能移転促進助成金（賃借型）実績報告書（様式第8号）とする。この場合において、規則第15条の規定による通知は、大津市本社機能移転促進助成金（賃借型）確定通知書（様式第9号）により行うものとする。

3 前項の実績報告書には、賃借料の支払の事実が確認できる資料を添付しなければならない。

(交付請求書)

第12条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市本社機能移転促進助成金交付請求書（様式第10号）とする。

（取消通知書）

第13条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市本社機能移転促進助成金交付決定取消通知書（様式第11号）により行うものとする。

（返還通知書）

第14条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市本社機能移転促進助成金返還通知書（様式第12号）により行うものとする。

（地位の承継）

第15条 事業の譲渡、合併又は分割その他の事由により、認定事業者から当該事業を承継した者は、速やかに、地位承継届（様式第13号）に、当該承継を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

（財産の処分の制限）

第16条 規則第23条ただし書の市長が定める期間は、移転した本社機能施設における事業開始後10年（賃借の場合にあつては、5年）を経過した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に定める耐用年数に相当する期間とする。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日をもって失効する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月5日から施行する。